⑯　技術提案に基づく技術提案書の採否　技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。
⑰　詳細は、入札説明書による。
別表１　本入札手続きに係る期間等
①　入札説明書の交付期間　平成26年３月27日から平成26年５月23日まで
②　図面、仕様書等の交付期間　平成26年３月27日から平成26年５月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びにゴールデンウィーク（平成26年４月26日から平成26年５月６日まで（以下､「休日」という。）を除く。）
③　申請書等の受付期間　平成26年３月28日から平成26年４月21日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
④　入札の受付期間　平成26年５月22日10時00分から平成26年５月23日12時00分まで（休日を除く。）
⑤　開札日時　平成26年５月27日10時00分
⑥　入札保証金の納付等の受付期間　平成26年５月９日から平成26年５月23日までの休日を除く毎日、10時から16時まで〔利付国債の提供の場合は平成26年５月13日まで〕
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takashi Yakuwa Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the ShinYahagigawa Bridge, Route 23 High-way
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 21 April 2014
⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 22 May 2014 to 12 : 00 (noon) 23 May 2014 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 22 May 2014 to 12 : 00 (noon) 23 May 2014 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 22 May 2014 to 12 : 00 (noon) 23 May 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年３月27日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　田邊　俊郎
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第21号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大阪港北港南地区航路（－16m）附帯施設護岸②地盤改良等工事
⑶　工事場所　大阪市此花区夢洲東１丁目地先
⑷　工事内容　本工事は、大阪港北港南地区航路（－16m）浚渫の附帯施設工として埋立護岸の海上地盤改良工及び基礎工の施工を行うものである。
⑸　工期　契約締結の日から平成27年３月16日まで
⑹　使用する主要な資機材　敷砂　１式、ＳＣＰ砂１式、ガット船、ＳＣＰ船
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体(以下「経常ＪＶ」という。)若しくは単体有資格者であること。
なお､特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における平成25・26年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　近畿地方整備局における平成25・26年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成11年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑴　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、次の同種工事の施工実績を有すること。
・サンドコンパクション船による地盤改良工において、サンドコンパクションパイル本数620本以上を打設した工事
⑵　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては､次の同種工事の施工実績を有すること。
・サンドコンパクション船による地盤改良工において、サンドコンパクションパイル本数310本以上を打設した工事
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は､専任での配置を求めないものとする。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成11年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。